

## 住民監査請求監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求人

X

#### 2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）

#### 3 請求書の提出日

平成 25 年 11 月 27 日

#### 4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。なお、本件措置請求については、平成 25 年 12 月 16 日付けで請求人より「補正等申出書」が提出されている。

また、この受理決定及び監査の実施に際して、札幌市議会議員のうちから選任された監査委員 2 人は、法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

札幌市が、札幌市議会（以下「市議会」という。）の各会派及び各議員に対し平成 24 年度に支給した政務調査費及び政務活動費（以下「政務調査費等」という。）のうち、2815 万 4353 円は違法又は不当な公金の支出であるから、市長は措置請求額の返還を求めるなど損害を補てんするための必要な措置及び今後の損害を未然に防ぐための条例改正等の措置をとることを求める。

##### (2) 請求の理由

市議会における会派及び各議員が平成 24 年度に使用した政務調査費等のうち、次のものは違法又は不当な支出である。

ア 札幌市議会民主党・市民連合議員会（以下「民主党」という。）から民主党札幌（支部）に対し、政策調査業務委託費及び広報紙作成業務委託費として支出された 2208 万円（以下「本件業務委託支出」という。）

これらの支出は、具体的な使途が領収書等では判然とせず、支出先が会派の所属する政党支部であること、支出金額が毎月一定額（月額 184 万円を 12 ヶ月間にわたり支出）であることなどに照らすと、具体的な調査を委託した対価としての支出とは認めがたく、むしろ政務調査以外の用途に支出するための方便として利用された可能性すらうかがわれる。

また、本件業務委託支出のうち一部は「政務調査費の手引き」で定められた使途項目である「研究研修費」が充当されているが、「政務調査費の手引き」では、「研究研修費」に関して業務委託を許す旨の記載がないため、研究研修について包括的な委託契約により政務調査費等を支出することはできない。

以上から、本件業務委託支出は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」又は「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」としての支出とは認められず、法第 100 条第 14 項並びに札幌市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号。ただし、平成 25 年条例第 1 号による改正前のもの。以下「政調費条例」という。）第 1 条及び札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号。ただし、平成 25 年条例第 1 号による改正後のもの。以下「政活費条例」という。）第 1 条に反し、違法である。

イ 別紙一覧表(1)記載の議員 7 名（以下「事務所費関係議員」という。）の個人事務所（駐車場を含む。）の賃料として支出された 439 万 6043 円

「政務調査費の手引き」及び「政務活動費の手引き」によると、会派又は所属議員が政務調査活動又は政務活動（以下「政務調査活動」と「政務活動」を併せて「政務調査活動等」という。）のために使用する事務所及び駐車場（以下「事務所等」という。）の賃料については、一定の要件を満たせば事務所費として政務調査費等からこれを支出することができるとされている。

しかし、その使用実態に照らして、政務調査活動等以外に後援会活動や政党活動に事務所等を使用している場合には、実態に応じた按分が必要であり、また、個人事務所が議員と生計を一にする親族が所有する物件である場合は、そのような支出は許されないとされている。

上記支出にかかる個人事務所は、その賃料の全額が政務調査費等から支出されているが、通常はこれらの事務所等は一般的に政務調査活動等だけに利用されるものでなく、後援会活動や政党活動にも使用される。したがって、政務調査費等

からの事務所賃料への充当額はその3分の1を限度とすべきであり、それを超える支出額は全て違法である。

ウ 札幌市議会みんなの党（以下「みんなの党」という。）からA社に対し、みんなの党に属する木村彰男議員（以下「木村議員」という。）のホームページの維持管理・調査等の業務委託に係る費用として支出された128万8000円（以下「本件ホームページ維持管理等支出」という。）

会派又は所属議員が調査研究活動又は政務活動（以下「調査研究活動」と「政務活動」を併せて「調査研究活動等」という。）、議会活動及び市の施策について市民に報告し、宣伝するための広報紙やホームページの運営経費については、政務調査費等を充当して支出することができるが、政党や後援会等と共同して行うものについては支出することができない。

そして、「政務調査費の手引き」には、広報紙に関する作成業務等については、委託先の選定理由を明確にすることなど一定の制限が定められているが、広報紙と媒体以外に特に異なる点はないホームページ作成業務等にも同様の制限が課されるべきである。

上記支出にかかる木村議員のホームページは現在アクセス不能の状態であるが、これは委託先であるA社にホームページの維持管理能力がないことを示すもので、このことは、同社の主たる業務がアルミサッシ・ガラスなどの建築材料の販売であり、ホームページの維持管理や政務調査活動ではないことから裏付けられる。そして、A社の取締役は、みんなの党北海道広域支部支部長を務める人物であり、木村議員は平成23年度も同様に同社にホームページ維持管理を委託しているが、平成24年度はこれに政務調査における業務委託費が加わったとはいえ、支出の月額が10倍程度に増加している。

以上から、本件ホームページ維持管理等支出は、木村議員の所属する党派において業務を遂行する人物に対する利益供与となっていることは明らかである。

エ 別紙一覧表(3)記載の議員2名の備品購入に対する費用として支出された18万1872円（以下「本件備品購入支出」という。）

「政務調査費の手引き」及び「政務活動費の手引き」によると、会派又は所属議員が政務調査活動等のために使用する事務所において利用される備品の購入費・リース代等についても、事務所賃料と連動するものとして、政務調査費等か

ら支出することができるが、その使用実態に照らして、政務調査活動等以外に事務所を使用している場合には、実態に応じた按分が必要であるとされている。

議員の個別事務所における備品購入費・リース代は、一般的に政務調査活動等だけでなく、後援会活動や政党活動にも支出されるのが通常である。したがって、政務調査費等からの備品購入費・リース代への充当額はその3分の1を限度とすべきであり、それを超える以下の各支出は全て違法である。

- ① 札幌市議会自民党・市民会議（以下「自民党」という。）に属する勝木勇人議員が購入したパソコンソフト（マイクロソフトオフィス及びフォトショップ）代金に対する政務調査費の支出のうち3分の1を超える部分
- ② 市政改革・みんなの会（以下「改革みんな」という。）に属する金子やすゆき議員（以下「金子議員」という。）が購入したLANケーブル、ACケーブル、書棚、パーティション及び掃除機代金に対する政務調査費の支出のうち3分の1を超える部分
- ③ 改革みんなに属する金子議員が購入したテレビ番組同録装置代金に対する政務活動費の支出のうち3分の1を超える部分

また、本件備品購入支出のうち、改革みんなに属する金子議員が購入したワイヤレスマイク及び広報用スタンド（以下「ワイヤレスマイク等」という。）の代金に係る支出については、ワイヤレスマイク等を利用した議員の街頭における活動は、調査研究の報告というより、自らの選挙のための訴えであることがほとんどであり、市政報告をあえて街頭の不特定多数の人間に訴えかける必要性もないことから、全額が違法な支出である。

オ 札幌市議会市民ネットワーク北海道（以下「市民ネット」という。）から会議等への参加者に対し、交通費として支出された18万2712円（以下「本件研究研修費支出」という。）

公開されている領収書については、手書きで参加会議名と思われる記載があるのみであり、しかも交通費の支出先が全て黒塗りとされている。このような記載では、当該会議の日時、内容等が全く不明であり、会議の实在や政務調査に関連した会議であったか否かを検証することは不可能である。

また、交通費の支出先である各会議の参加者は、黒塗りにされていることから議員以外の者であると推測されるが、公開されている領収書では、参加者の所属や

氏名等が一切不明であり、政務調査費の支出が許される議員の雇用職員であるかどうかを検証することも不可能である。

また、公開されている領収書には、全く異なる日に支出した交通費がまとめて記載されているものや、同一会議へ参加するための交通費であるにもかかわらず、各参加者が異なる駅（大通駅、すすきの駅）に到着しているものもある。

本件研究研修費支出には以上のような疑義もあり、政務調査費による支出として許される交通費としての裏付けが全く存在しないから、その全額が違法である。カ 別紙一覧表(4)記載の議員 4 名の図書購入代金として支出された 2 万 5726 円(以下「本件書籍購入支出」という。)

別紙一覧表(4)記載の議員 4 名が購入した「本番に強くなる」、「共喰い」、「学研新漢和大字典 普及版」、「日本航空機全集」、「A I M-J A P A N」、「数字で見る航空」については、いずれも「政務調査に資する範囲」の図書とは認められず、全額が違法である。

## 2 監査対象事項

請求人の主張のうち、本件業務委託支出（上記 1-(2)-ア関係）、本件備品購入支出（上記 1-(2)-エ関係）、本件研究研修費支出（上記 1-(2)-オ関係）及び本件書籍購入支出（上記 1-(2)-カ関係）については、そのすべてを監査の対象とした。

また、後記第 3-1-(3)で述べるように、本件措置請求後、事務所等賃料（上記 1-(2)-イ）については政務調査費の一部が返還されたことから、当該返還部分については監査対象から除外し、返還後における支出状況を監査の対象としてその違法性又は不当性の有無を判断することとした。さらに、本件ホームページ維持管理等支出（上記 1-(2)-ウ）については、請求対象の全額がみんなの党から返還されたことから、本件ホームページ維持管理等支出については監査の対象から除外した。

## 3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成 25 年 12 月 10 日に実施した。請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

## 4 監査対象局

札幌市議会事務局

## 5 監査の方法

地方自治法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

(1) 書類調査

監査対象局に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。また、関係会派に対し、会派や所属していた議員に関係する事項について文書による調査を行った。さらに、民主党から政策調査業務等を受託した民主党札幌（支部）に対し、委託業務の実施状況等について文書による調査を行った。

(2) 事情聴取

監査対象局の関係職員からの事情聴取を行ったほか、本件業務委託支出（上記1-（2）-ア関係）については、民主党の会長から事情を聴取した。

### 第3 監査の結果

#### 1 認定した事実

当監査委員は、上記第2-5の調査等により、次の事実を認めた。

(1) 政務調査費等の概要について

ア 政務調査費は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の法第100条第14項及び第15項の規定を受けて定められた政調費条例及び札幌市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年規則第31号。ただし、平成25年規則第6号による改正前のもの。以下「政調費規則」という。）に基づき、市議会の会派に対して、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されているものである。

改正法により、その根拠条文が法第100条第14項から第16項までとなったが、今回の改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められたほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

改正法の政務活動費に関する部分の施行日は、平成25年3月1日とされたが、これに合わせて政調費条例及び政調費規則についても、政活費条例及び札幌市議会政務活動費の交付に関する規則（以下「政活費規則」という。）として改められ、同日施行された。

イ 政務調査費等の用途については、政調費条例第5条及び政活費条例第5条により、会派は、条例の別表に定める用途に従って使用するものとされ、その別表では、用途基準が具体的に列記されている。さらに、政務調査費に関する取扱要領

(平成 17 年 3 月 24 日議会改革検討委員会決定。以下「政調費要領」という。)  
が市議会により定められており、政務調査費の支出基準等が政調費要領第 4 条に規定されている。なお、政調費要領は、改正法に伴う政調費条例及び政調費規則の改正に伴い、平成 25 年 2 月に一部改正が行われ、政務活動費に関する取扱要領となっている。

会派が政務調査費を支出する際、個々の経費の支払いが使途基準に適合しているか否かは、「政務調査費の手引き」をその判断基準として用いている。これは、使途基準適合性の判断をより具体的かつ合理的に行う等の目的のため、市議会が自律的に平成 19 年 11 月に策定したものである。その後、平成 22 年 4 月に一部改正が行われているほか、改正法に伴う政調費条例及び政調費規則の改正を反映するため、平成 25 年 3 月に一部改正が行われ、「政務活動費の手引き」とされている(以下「政務調査費の手引き」及び「政務活動費の手引き」を併せて「本件手引き」という。)

ウ 政務調査費等の支出については、本件手引きにおいて、次のような考え方が示されている。

(ア) 会派や議員は、交付された政務調査費等を、条例・規則・要領で定められた使途基準に基づき使用をすることは当然であるが、しかし、実際の使用にあたって、使途基準に合致しているのかどうかの判断が難しいケースがある。本件手引きは、そのような判断に誤りがなく適正に使用できるようにするための具体事例を示すものである。

(イ) 事務所等について、生計を一つにしない親族及び議員の経営する会社が所有する物件の賃借料については、政務調査費等の対象経費とすることができる。

(ウ) 専ら調査研究活動等に資するための事務所等の賃借料については、政務調査費等で全額支出することができる。調査研究活動等に資するための事務所等と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃借料の 1/2 を限度として、また、調査研究活動等と後援会事務所のほか政党事務所としての用途にも使用される場合は、月額賃借料の 1/3 を限度として、それぞれ政務調査費等で支出することができる。なお、事務所における備品購入費・リース代等についても、事務所の賃借料と同様の基準により支出することができる。

(エ) 資料作成費における備品について、資料作成の目的にかなう適正な個数・台

数、金額の範囲内で、政務調査費等で支出することができる。

(ウ) 広報広聴費における広聴活動について、市政広聴会の開催、市民からの要請に基づく出前広聴活動、アンケートによる意見聴取等に必要な費用を、政務活動費で支出することができる。

(カ) 広報費について、広報媒体は、広報紙やホームページに限られず、CDやDVDなどの情報技術を活用したものや、街頭での市政報告を行うための拡声器など多種多様なものがあることから、目的にかなう範囲内で、政務調査費で支出することができる。

(キ) 研究研修費について、会派又は議員が研究会、研修会等を開催するために要する経費や、他の団体が開催する研究会・研修会等に参加するために要する経費として、交通費を政務調査費で支出することができる。

(ク) 調査旅費について、会派又は議員が雇用する職員や調査依頼を行った者の視察調査に対し、交通費、宿泊費及び旅費等の経費を政務調査費で支出することができる。

(ケ) 資料購入費について、図書等は政務調査に資する範囲で、政務調査費で支出することができる。

エ 平成 24 年度において市議会の会派へ交付された政務調査費の月額、政調費条例第 3 条の規定により、議員 1 人当たり月額 40 万円に各月 1 日の当該会派所属議員数を乗じて得た額であり、当該額をもとに政調費条例及び政調費規則に則り交付されている。具体的には、市議会の会派の代表者からの申請により当該会派を交付先として四半期ごと（4 月、7 月、10 月及び平成 25 年 1 月）に、月額 40 万円に当該会派所属議員数を乗じた額を当該四半期に属する月数分が交付されている。なお、以上の金額や交付手続については、政務活動費においても同様であるが、札幌市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（平成 25 年規則第 6 号）附則第 2 項により、政調費規則の規定により行われた交付申請、交付決定及び交付請求のうち、平成 25 年 3 月分の政務調査費に係る交付申請、交付決定及び交付請求については、政活費規則の規定により行われた政務活動費に係る交付申請、交付決定及び交付請求とみなされる。

オ 各会派の代表者は、交付を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までに政務調査費等収支報告書及び政務調査活動等概要報告書に領収書等の写しを添付して、議長

に提出すべきものとされている。提出を受けた議長はその写しを市長に送付し、また、議長に提出された収支報告書等は議長において、各会派で作成すべき会計帳簿等は各会派において所定の期間、保存している。

カ 収支報告書等については、各会派から提出を受けた後、議長において、形式的要件及び金額の精査が行われている。この精査は、事務的には議会事務局職員が行っている。当該精査終了後、所定の手続に基づき平成 24 年度分収支報告書等の写しが、平成 25 年 5 月 31 日から閲覧に供されている。各会派は交付を受けた政務調査費等のうち未使用分を市長に返還している。

(2) 市議会の会派への交付及び支出状況について

平成24年度における市議会の会派（以下「本件各会派」という。）は以下に列記する 7 会派であり、本件各会派が交付を受けた政務調査費等の支出額等の状況は下表のとおりである。

[本件各会派]

- ・ 自民党
- ・ 民主党
- ・ 札幌市議会公明党議員会（以下「公明党」という。）
- ・ 日本共産党札幌市議会議員団（以下「共産党」という。）
- ・ 市民ネット
- ・ 改革みんな
- ・ みんなの党

(注)会派の名称は、平成24年度当時のものである。

[本件各会派の平成 24 年度政務調査費等の支出額等の状況]

(単位：円)

会派	政務調査費の 支出総額	政務活動費の 支出総額
自民党	105,423,473	9,501,618
民主党	96,616,331	8,192,945
公明党	27,789,503	2,944,671
共産党	19,637,963	1,604,150
市民ネット	12,208,252	1,175,536
改革みんな	12,051,979	953,154
みんなの党	2,009,188	31,281
合計	275,736,689	24,403,355

本件業務委託支出については、請求人が主張するとおり、民主党から民主党札幌（支部）へ2208万円が支出されており、その他の前記第2-1-(2)-イからカに挙げた5項目の支出についても、請求人が主張するとおりの金額が関係各会派により支出されている。これを会派ごとに示すと下表のとおりである。

[事務所等賃料等の会派ごとの請求人からの措置請求額]

(単位：円)

会派	事務所等賃料	本件ホームページ維持管理等支出	本件備品購入支出	本件研究研修費支出	本件書籍購入支出
自民党	2,560,000		63,356		11,181
民主党	785,600				
市民ネット				182,712	
改革みんな	490,443		118,516		14,545
みんなの党	560,000	1,288,000			
合計	4,396,043	1,288,000	181,872	182,712	25,726

なお、みんなの党に係る本件ホームページ維持管理等支出については、名簿作成、行政調査、資料整理業務受託費及びホームページ運営の名目で事務所賃料とともに事務所費として支出されていたが、みんなの党に係るこれらの支出184万8000円については、政務調査費の返還（後記(3)参照）が行われたため、監査の対象からは除いている。

また、本件備品購入支出のうち自民党によるパソコンソフト購入については、事務所費ではなく資料作成費として支出されており、改革みんなについては、ワイヤレスマイク等の購入費は広報費として、テレビ番組同録装置代金は広報広聴費として支出され、それら以外の備品（LANケーブル等）については事務所費として支出されている。

さらに、本件研究研修費支出については、請求人は研究研修費の支出として問題にしているが、実際にはその全てが調査旅費として支出されており、本件書籍購入

支出については、いずれも資料購入費として支出されている。

(3) 政務調査費等の返還について

平成24年度の政務調査費等は、本件各会派による収支報告書等の提出の後、交付額から支出総額を控除した残余额が生じていたため、これを本件各会派は政調費条例第9条及び政活費条例第9条の規定に基づき市長へ返還することとし、その手続きが平成25年5月31日までに行われた。

その後、本件措置請求が行われた後の平成25年12月13日に、みんなの党から、「請求人は、過去において同様の住民監査請求をし、平成22年度分については請求後訴訟を起こしている。政務調査費をめぐって有権者と裁判上の争いになることを望まない」として、平成24年度政務調査費収支報告書について本件措置請求に係る部分の訂正が行われ、これにより生じた差額分及び利息相当額が市長へ返還された。

なお、上記1-(2)の[本件各会派の平成24年度政務調査費等の支出額等の状況]表には、これらの返還が行われた後の金額を記載している。

(4) 民主党と民主党札幌（支部）間の調査委託契約の内容と履行状況等について

ア 民主党においては、民主党札幌（支部）との間で政務調査等に関する業務委託契約を締結し、①議員が行う研究研修会に係る調査活動、②市政に関する資料の収集・整理や市議会での質問事項の作成補佐、③広報紙に係る取材・編集・記事の作成などを恒常的に委託している。

イ 民主党札幌（支部）においては、上記委託契約で定められた業務の実施にあたり、その職員3人工分をあてて業務を遂行させており、民主党では市役所本庁舎17階にある同会派の議会控室にその職員らの常駐場所を設け、同会派所属の議員らが随時これらの職員へ必要な業務上の指示を与えたり、必要に応じて調査内容の報告を受けることが可能となるようにしていた。

ウ 民主党札幌（支部）へ支払われた委託料は、上記の職員3人工分の人件費相当額をもって算定されたものであり、実際にもこれら職員の人件費に充当されていた。

エ 業務の遂行状況については、民主党札幌（支部）から民主党へ毎月報告書が提出されており、それによると、平成24年度においては、政務調査業務として「各議員より依頼された政策資料作成」「各議員の調査についての取材等記事提供」や、地域におけるアンケート調査の実施などを行ったことが報告されている。

(5) 事務所等賃料について

ア 監査の対象とした事務所等賃料の支出に関し、当該事務所を設置した関係議員に対し、事務所等の所有者（貸主）が議員と生計を一にする親族かどうかの書面照会をした結果、関係議員全員から、親族関係はないとの回答があり、これらの回答に疑念を生じさせるような客観的根拠や事実を確認することはできなかった。

イ また、政務調査費等の事務所等賃料への充当割合の根拠等について、個別に関係議員への調査を行った結果は次のとおりである。

(ア) 事務所等賃料（月額）の全額を政務調査費等により支出しているものについては、専ら調査研究活動等専用の事務所・駐車場である。

(イ) 本件措置請求の対象となっている議員に係る事務所について、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定により政党の事務所として届出られているものと同一のものはなかった。

(6) 備品購入費について

本件措置請求の対象となった備品購入費に関して、関係議員に対し、備品の用途や政務調査費等の充当割合の根拠等を書面照会した結果、下記の回答があり、これらの回答に疑念を生じさせるような事実は見出せなかった。

ア 自民党が支出したパソコンソフト代金としてその全額が政務調査費により支出されているものは、市政報告書の原稿及び資料作成のために必要なものであり、市政報告書の作成のみに使用されている。

イ 改革みんなが支出した LAN ケーブル、AC ケーブル、書棚、パーティション及び掃除機（以下、「事務所備品」という。）の代金としてその全額が政務調査費により支出されているものは、専ら調査研究活動のために使用している。なお、これらの備品が設置されている事務所については、前記(5)の照会回答においても専ら調査研究活動専用の事務所とされている。

ウ 改革みんなが支出したテレビ番組同録装置代金としてその全額が政務活動費により支出されているものは、ニュース番組から市政等に関する市民意見や要望を聴取するなどのために購入したものである。

エ 改革みんなが支出したワイヤレスマイク等の代金としてその全額が政務調査費により支出されているものは、街頭での市政報告活動のために購入したもので

ある。

(7) 市民ネットが会議等参加者に対して支払った交通費について

本件措置請求の対象となった交通費に関して、市民ネットに対し、交通費の支払先や、参加に係る交通費が支払われた会議の内容等を書面照会した結果、次のとおり回答があり、これらの回答に疑念を生じさせるような事実は見出せなかった。

ア 市民ネットにおいては、福祉・環境・教育・食などの市政課題に関する調査を行うため、政務調査メンバー（以下、「メンバー」という。）を選定し、年度当初に調査依頼を行い、メンバーからは、調査協力の承諾を得ていた。

イ 請求対象となった交通費は、メンバーに対して支払われたものであり、メンバーが市政課題に関する会議等に参加した場合に、メンバーからの請求により交通費の実費相当額を支払ったものである。

ウ 参加のための交通費が支払われた会議の会議資料等には、「子どもの権利条例について」「登校拒否・不登校を考える」などの会議内容や、日時・開催場所等の事項が記載・記録されている。

(8) 書籍購入費について

本件措置請求の対象となった図書購入代金について、関係議員に対し、図書の内容等を書面照会した結果、関係議員全員から、各図書の主な内容等の説明とともに、その購入理由についても「市政報告書の原稿及び資料を作成するため」などいずれも政務調査に資するものであるとの回答を得た。なお、これらの回答に疑念を生じさせるような客観的根拠や事実を確認することはできなかった。

2 判断

前記1で認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当（以下「違法等」という。）などの事由について、次のとおり判断する。

(1) 本件業務委託支出について

請求人は、本件業務委託支出は議員の調査研究に資するための必要な経費としての支出とは認められないと主張するが、本件業務委託契約の内容及びその履行状況は、前記1-(4)のとおりであって、受託者である民主党（支部）が具体的な調査活動等を行っていないとの事実は認められず、業務の実態を欠いていると疑われる状況も認められない。そして、委託にかかる業務の内容は市政に関連したものであり、調査委託費の交付目的にも沿っていると評価されるから、本件支出が法第100条第

14 項並びに政調費条例第 1 条及び政活費条例第 1 条に反した違法なものと認定することはできない。

請求人は、支出金額が毎月定額であることを理由に、具体的な調査業務の対価とは認めがたいと主張するが、本件業務委託は通年での遂行が前提となっており、そのために専任の職員を配置するという業務形態が取られていることからすると、各月の業務量の多寡にかかわらず、平準化した業務量を基準として委託料を算定することも、不自然なことではなく、その契約金額についても不相応に高額なものとは認められない。また、委託先を政党支部としたことも、会派として政策立案を進めていく上で、国や他の行政機関、政党や関連団体との間における情報収集や精通の度合いを考慮し、最も業務に適した委託先として選定しているものであり、その判断には一定の合理性があるものと認められる。そして、このような委託契約の締結を特に制限するような規定も見当たらない。

また、本件手引きには、研究研修費について業務委託を許す旨の記載がないことは請求人が主張するとおりであるが、本件手引きは、使途基準適合性の判断をより具体的かつ合理的に行うためその使途基準の内容を補完する目的で具体事例を例示しているものと解されるから、これに業務委託による研究研修費を許す旨の記載がないからといって、直ちに、上記のような委託契約の締結が制限されていると解することも相当でない。そして、政務調査活動等の実施形態として、業務委託により研究や研修を行うことも首肯し得るものであり、本件手引きに矛盾抵触するものではない。

なお、具体的な使途が判然としないことや、委託の内容や成果物が市民に明示されていないことについては、政務調査費等の支出についてどの範囲までの情報公開が妥当かという視点で議論されるべきものであり、支出の違法等に係る問題ではないと考える。

## (2) 事務所等賃料について

請求人は、市議会議員が個人として設置利用する議員事務所について、その事務所等賃料の支払いに政務調査費等を全額充当しているものを抽出し、これらについて、①議員と生計を一にする親族が所有する物件の賃借はその事務所等賃料の支出に政務調査費等をあてることは違法であり、②それ以外のものについても、議員事務所の性質上、後援会活動や政党活動が全く行われていないとは考えられず、政務

調査費等を充当することが認められるのは事務所等賃料の3分の1が限度であるとし、それを超える支出額は違法であると主張する。

しかしながら、前記1-(5)で認定した事実によれば、本件請求の対象とされている事務所等には、議員と生計を一にする親族が所有する物件の賃借は存在せず、また、その使用実態も専ら調査研究活動のために使用されていると認められるから、これらの事務所等賃料については、本件手引きに定められた支出基準に従った政務調査費等の充当がされているものと認められる。

そして、本件手引きは、法令や例規のような拘束力や規範性を持つものではないが、政調費条例第5条及び政活費条例第5条に定める政務調査費等の使途基準を具体的に補足し、判断の指針となるものとして、市議会自らが策定したものであり、政務調査費等の使途や適用の細目、按分の基準等を具体的に設定することは、議会の裁量の範囲内の行為として認められるべきであるから、そこで示された使途基準は、それが関係法令や条例・規則と矛盾したり明確に違反するものと認められない限りは、合法性をもつと考えられる。

請求人は、議員事務所は政務調査活動等のみならず後援会活動や政党活動にも使用され、むしろ後者の活動が事務所活動の大半を占めることが実情であるとの前提に基づき、その賃料の3分の1を超える支出充当は全て違法であると主張するが、請求人の主張は、後援会活動・政党活動の詳細を具体的に指摘したり議員事務所の実情を個別に明らかにするものではなく、あくまで一般論にとどまるものであるから、これをもって事務所等賃料の支出の違法不当の根拠とすることはできないと言ふべきである。

以上により、本件事務所等賃料の支出を違法等であると判断することはできない。

### (3) 本件備品購入支出について

請求人は、議員の個別事務所において使用したとみられる備品に関し、その購入費全額に充てた本件備品購入支出については、一般的に政務調査活動等だけでなく、後援会活動や政党活動にも使用されるのが通常であるから、政務調査費等からの備品購入費・リース代への充当額はその3分の1を限度とすべきであり、また、ワイヤレスマイク等の代金に関して、ワイヤレスマイク等を利用した議員の街頭における活動は、調査研究の報告というより、自らの選挙のための訴えであることがほとんどであり、市政報告をあえて街頭の不特定多数の人間に訴えかける必要性もない

ことから、ワイヤレスマイク等の代金に対する政務調査費の支出は全額違法であると主張する。

しかしながら、前記1-(6)で認定した事実に照らせば、請求人が主張するような違法等は認められない。

まず、パソコンソフト購入(マイクロソフトオフィス及びフォトショップの2点)については、事務所費とは異なる用途基準が定められている「資料作成費」としての支出であって事務所費としての支出ではないから、これらが事務所内に設置されているとしても、当該事務所の使用実態に応じた按分が必ずしも必要となるものではない。そして、前記1-(6)-アで認定した上記ソフトの使用実態に照らせば、その代金全額を資料作成費として支出することも本件手引きに定める用途基準に反するものとは認められない。

次に、テレビ番組同録装置購入については、広報広聴費として支出されており、ワイヤレスマイク等購入については、広報費として支出されたものであって、事務所費としての支出ではないから、パソコンソフト購入と同様に、按分が必ずしも必要とは認められず、前記1-(6)-ウ、エで認定したその使用目的に照らし、これらの支出が本件手引きに定める広報広聴費及び広報費の用途基準に反するものとは言えない。

また、改革みんなの事務所備品については、事務所費として支出されているが、前記(2)の事務所等賃料に関して述べたとおり、当該事務所において後援会活動や政党活動が行われているとは認められないことから、これらの購入についてその全額を政務調査費で充てたことについても、違法等は認められない。

#### (4) 本件研究研修費支出について

請求人は、本件研究研修費支出は政務調査費による支出が許される交通費である点につき裏付けが全く存在せず、全額違法等であると主張し、その理由として、①会議等の日時、内容等が全く不明であり、会議の实在や政務調査に関連した会議であったか否かを検証することが不可能であること、②公開されている領収書では、参加者の所属や氏名等が一切不明であり、政務調査費の支出が許される議員の雇用職員であるか否かを検証することが不可能であること、③公開されている領収書には、全く異なる日に支出した交通費がまとめて記載されているものや、同一会議へ参加するための交通費であるにもかかわらず、各参加者が異なる駅(大通駅、すす

きの駅) に到着しているものもあることを挙げている。

しかしながら、本件研究研修費支出の内容や交通費の支払先等は、前記1-(7)で認定したとおりであり、出席したとされる会議等の実在を疑わせるような事実や根拠は見出せず、その会議内容も市政に関連したものであると認められる。さらに、本件研究研修費支出は調査旅費としての支出であり、本件手引きによれば、調査旅費は、雇用職員以外の調査依頼を行った者への支出も認められている。また、交通費は、会議等参加者からの請求により交通費の実費相当額が支払われていたが、参加者が複数回の会議への参加費用をまとめて請求することは、交通費が著しく高額である場合はともかく、通常の支出方法としては特段不自然なことではなく、これを特に制限するような規定も見当たらない。また、大通駅及びすすきの駅はいずれも市内中心部の駅であり、同一会議への各参加者がこれらの異なる駅を利用することが社会通念上許容される範囲を超えているものとも言えない。

なお、公開されている領収書では会議内容等が全く不明であり、会議の実在や政務調査に関連した会議であったか否かを検証することが不可能であることや、参加者の所属や氏名等が一切不明であり、支出の相手先である個人を検証することが不可能であることについては、前記(1)で述べたとおり、政務調査費等の支出についての範囲までの情報公開が妥当かという視点で議論されるべきものであり、支出の違法等に係る問題ではないと考える。

以上から、本件研究研修費支出を違法等と判断することはできない。

#### (5) 本件書籍購入支出について

請求人は、「本番に強くなる」、「共喰い」、「学研新漢和大字典 普及版」、「日本航空機全集」、「AIM-JAPAN」、「数字で見る航空」についてはいずれも「政務調査に資する範囲」の図書とは認められず、全額が違法であると主張する。

しかしながら、本件書籍購入支出の内容等は、前記1-(8)のとおりであって、政務調査に資する範囲を逸脱するものとは判断できず、本件手引きに定められた支出基準に反して政務調査費等の充当がされているとまでは言えない。

以上から、本件書籍購入支出を違法等と判断することはできない。

#### (6) 条例改正等の措置について

最後に、請求人は今後の損害を未然に防ぐために条例改正等の措置をとることを求めているが、これまで述べてきたとおり、本件措置請求に係る政務調査費等の支

出には違法等が認められず、札幌市に損害は生じていないから、条例改正等の措置をとるべき特段の必要性もないものと判断する。

#### 第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。

別紙一覧表

請求人が本件措置請求の対象とした議員

(1) 事務所等賃料に係る議員

自民党	民主党	改革みんな	みんなの党
阿部 ひであき 武 市 憲 一 村 松 正 海 村 山 秀 哉	林家とんでん平	金子 やすゆき	木 村 彰 男

(五十音順。会派名の表記及び所属議員は平成 24 年度当時のもの)

(2) ホームページ維持管理等費用に係る議員

みんなの党

木 村 彰 男

(3) 備品購入費に係る議員

自民党	改革みんな
勝 木 勇 人	金子 やすゆき

(会派名の表記及び所属議員は平成 24 年度当時のもの)

(4) 書籍購入費に係る議員

自民党	改革みんな
五十嵐 徳 美 勝 木 勇 人 三 上 洋 右	金子 やすゆき

(五十音順。会派名の表記及び所属議員は平成 24 年度当時のもの)